

第16回報告書案作成委員会確認事項

1 第15回作成委員会の確認、第12回、第13回、第14回作成委員会議事録について

- ・第15回の検討内容が確認された。
- ・第12回、第13回、第14回作成委員会の議事録について、訂正等がある場合には8月3日までに事務局に連絡することを確認。

2 前文について

参考資料に基づき、前文の作成方法、内容の検討を行った。

前文検討方法について

- ・次の2つの意見に分かれたが、イ．で進めることとなった。
 - ア．これまでの流れを確認したうえで、内容の検討に入る。
 - イ．提案者からこれまで出された案の説明を受けて、それから内容の検討に入る。
- ・ルールを作ってからと思ったが、つぎはぎ文になるので、1つの案をベースとして修文していく。

前文内容について

- ・前文の構成は、参考資料P21の作成委員会における検討の方向性 として確認した。
- ・検討する前文案は、竹井委員案、末吉委員案、石田委員案と本日、荒井委員より提出された案、および浪瀬委員案(参考資料P8)とする。
- ・荒井委員案→末吉委員案→竹井委員案→石田委員案→浪瀬委員案の順で説明。
- ・その後、末吉委員案の「前文起草にあたっての基本事項」構成にそって議論した。

前文内容の主な論点について

1) 川崎市の所在環境

- ・所在環境を入れる意味(条例にどのようにつながるか)
 - 単に地理的な記述をするのではない
 - どういう市民が住んでいるかを明らかにする
- ・意味としては、次の2つに分かれたが、大勢は、イ．となった。
 - ア．単なる枕ことばとして使う
 - イ．多様な人が住み、働いている(首都圏における位置)こと、性格の異なる七つの区によって構成されていることを示し、「多様性を認め、区の特性を活かした条例とする」ことを明示するため

2) 社会経済環境の取扱い

- ・次の2つに分かれたが、結論はでていない。
 - ア．現在は、大きな変革期にあり、その中で条例を作ろうとしているので、数年で使えなくなるとしても、変化を表現したものとする
 - イ．条例は、常に見直すとしても、前文は20~30年はもたせたいので、社会の変化を表現するのではなく、将来を見通し、今後の社会経済状況を表現したものとする

3) 課題の扱い

- ・次の2つに意見が分かれたが、イ．が大勢であった。
 - ア．条例を作る意味は、課題があるからであり、何が課題かを明記する
 - イ．課題の認識は必要だが、前文であるので、課題ではなく、明るい未来を表現した方が良い
- *大切なことを書く(あるべき姿を並べる)ことになった。

4) 課題解決の手段

- ・「課題解決」という言葉はいかかなものかということになった。
- *ここでは、「市民自治」が共通認識であると確認した。

5) その他の論点

「憲法」について

- ・憲法は、ア．条例を制定する位置づけとして、イ．「憲法をくらしの中に生かす」として、使われている。
- ・ア．については、なぜ、基本条例を作る必要があるかという疑問に応えるものであり、大和市などでも使われている。
- ・イ．については、議論が分かれた。
 - ・憲法の理念を、条例によって生かしていくことであり、必要である。
 - ・憲法は、これから変わっていく可能性もあり、解釈も異なるので使わない方が良い。

指摘された言葉について

- ・以下の言葉は、使用するのに問題があると指摘された。
 - ・「力を合わせ」：強要されるような言葉はさけたい
 - ・「協働」：定義されないと意味が通じない（前文中の言葉は、前文中で理解できるように）
 - ・「・・・発展した」：見方によって見解の異なる言葉はさけたい
 - ・「130万人、80年など」：数字は変化するので、すぐに使えなくなる

その他

- ・以上の検討の結果、次回検討委員会での報告の仕方は以下のとおりとする。
 - 1) A B C D の4案について検討したが、絞りきれなかった。
 - 2) どれか一つを選んだとしても、一つの案で、すべていいとはいえない。
 - 3) 検討委員会へは、4案を示し、その中から、ベースとなる案を選んでもらう。
 - 4) 作成委員会では、選ばれた案をベースとして、前文内容の主な論点に基づき修文を行い、完成させる。
 - 5) 修文作業については、作成委員会へ一任してほしい。
- ・検討委員会へは、A B C D の4案の「本文」と「解説」を提示する。
- ・ベース案の選択は、無記名投票による。投票は、1回とし、最も得票の多い案をベースとする。
- ・得票が僅差の場合は、最も得票の多い案をベースとし、他は参考とする。

3 検討委員会での報告について

- ・検討委員会へは、「追加資料」に基づいて報告する。

* 追加資料の内容の確認が行われた。

- ・その他、次の点が確認された。

1) 「審議会」の扱い

- ・「審議会」について、修正意見が出されたが、修正案に対する反対もあり、「追加資料」に基づいて報告することが確認された。
- ・ただし、検討委員会で修正案に対する具体案を求められたときは、「私案」とであると断って示す。

2) 「事業者の責務」について

- ・「追加資料」に記載されていないが、修正項目になっていることを追加する。

* 事業者の責務は、上乗せ規定である旨を、解説の追加する。

3) 「評価」について

- ・ で書き込んでであると説明する。

4 その他

- ・次回検討委員会（8月3日）への報告は、浪瀬委員が行うことが確認された。